

# I 平成13年事業所・企業統計調査の概要

## 1 調査の目的及び沿革

事業所・企業統計調査は、個人経営の農林漁業を除く、製造業、卸売・小売業、飲食店、サービス業など全国すべての事業所を対象として、事業の種類、経営組織、従業者数などを調査し、事業所及び企業の地域別、産業別、従業者規模別など産業構造の実態を明らかにすることを目的として実施するもので、国を始め都道府県、市町村における各種施策のための基礎資料として利用されています。

また、事業所及び企業に関するリストを作成・整備し、これらを対象とする各種統計調査のための母集団資料としての役割を担っています。

この調査は、統計法に基づく指定統計調査（指定統計第2号）として、昭和22年に開始されました。翌昭和23年に2回目の調査が行われ、以後13回目の56年調査までは3年ごとに実施されてきましたが、14回目の61年調査以降は5年ごととなり、平成11年の簡易調査（民営事業所のみ）を含め、今回の調査は18回目にあたります。

## 2 調査日

平成13年10月1日

## 3 調査の対象

調査日現在、国内に所在するすべての事業所を対象としました。

ただし、次の事業所は調査対象外としました。

- (1) 日本標準産業分類（平成5年10月4日総務庁告示第60号）の「大分類A－農業」、「大分類B－林業」及び「大分類C－漁業」に属する個人経営の事業所
- (2) 同日本標準産業分類の「小分類741 家事サービス業（住込みのもの）」、「同742 家事サービス業（住込みでないもの）」及び「中分類96－外国公務」に属する事業所
- (3) 上記のほか、産業分類にかかわらず、次のいずれかに該当する場合も調査対象外としました。
  - ① 収入を得て働く従業者がいない事業所
  - ② 休業中で、従業者がいない事業所
  - ③ 季節的に営業する事業所で、調査期日（10月1日）に従業者がいないもの
  - ④ 駅の改札口内、映画館・劇場、運動競技場等の有料施設（公園・遊園地・テーマパークを除く）の中に設けられている事業所
  - ⑤ 家事労働のかたわら、特に設備を持たないで賃仕事をしている個人の世帯

## 4 調査の単位

原則として、1区画の場所で単一の経営者が事業を営んでいる事業所を調査単位としました。単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者ごとに1事業所としました。

なお、事業所としての取扱いに関し、次に掲げるものについては、特例を設けました。

## (1) 建設業

作業の行われている工事現場、現場事業所などは、それらを直接管理している本社、支店、営業所、出張所などの事業所に含めて調査しました。

また、自営の大工、左官、塗装工事・屋根工事・配管工事・電気工事などの業者については、工事現場では調査せず、それらの業者の事務所又は自宅で、その従業者も含めて調査しました。

## (2) 運輸業

鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運輸業は、管理責任者のいる場所を事業所としました。

鉄道業について、駅、車掌区、車両工場などは、それぞれを1事業所としました。

ただし、駅長、区長などの管理責任者の置かれていない事業所は、管理責任者のいる事業所に含めて調査しました。

## (3) 学校

小学校、中学校などが併設されている場合は、それぞれを1事業所としました。

したがって、同一の学校法人に属する幾つかの学校、例えば、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園などが同一構内にあるような場合、学校ごとにそれぞれ1事業所としました。

ただし、高等学校に併設されている定時制課程などは別の事業所とせず、その高等学校に含めて調査しました。

## (4) 国及び地方公共団体等の機関

国及び地方公共団体等の機関については、法令により独立の機関として設置されている機関を1経営主体とみなし、それぞれの場所ごとに1事業所としました。

ただし、一般行政事務、立法事務又は司法事務を行っている機関の中に、それ以外の現業的業務を行っている機関がある場合は、「課」又は「それに準ずる機関」を単位として、それぞれの場所ごとに別の事業所としました。

## 5 調査の方法

調査は甲調査と乙調査に分けて実施しました。

甲調査は民営事業所を対象とする全数調査で、総務大臣（統計局長）－都道府県知事－市町村長－統計調査員（指導員）－統計調査員（調査員）の系統により、調査員が調査票甲を配布、収集する方法により行いました。

乙調査は国及び地方公共団体及び独立行政法人の事業所を対象とする全数調査で、各府省等の長、地方公共団体の長を通じて調査票乙を配布、収集する方法により調査しました。

## 6 調査事項

次の事項について調査しました。

### (1) 甲調査（民営の事業所）の調査事項

#### ア 事業所に関する事項

- ① 名称、電話番号、所在地、郵便番号
- ② 経営組織
- ③ 本所・支所の別

- ④ 開設時期
- ⑤ 従業者数（男女別）
- ⑥ 事業の種類・業態
- ⑦ 形態

イ 会社企業に関する事項

- ① 本所（本社・本店）の名称、電話番号、所在地、郵便番号
- ② 登記上の会社成立の年月
- ③ 資本金額及び外国資本比率
- ④ 親会社・子会社・関連会社・関係会社の有無
- ⑤ 親会社の名称、電話番号、所在地、郵便番号
- ⑥ 平成8年調査以降の会社の合併、分割、名称変更、本所所在地の移転状況
- ⑦ 電子商取引の状況
- ⑧ 支所（支社・支店）の数
- ⑨ 会社全体の常用雇用者数
- ⑩ 会社全体の主な事業の種類

(2) 乙調査（国・地方公共団体等の事業所）の調査事項

- ア 名称、電話番号、所在地、郵便番号
- イ 職員数（男女別）
- ウ 事業の種類

7 本報告書に用いた主な用語等について

(1) 事業所

事業所とは、経済活動の場所ごとの単位であって、原則として次の要件を備えているものをいいます。

- ① 経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること。
- ② 物の生産、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていること。  
一般に、商店、工場、事務所、営業所、銀行、学校、病院、神社、寺院、旅館、学習塾、個人教授所（生け花、茶道など）など一区画を占めて経済活動を行っている場所をいいます。

なお、平成13年調査より、当該事業所に所属する従業者が1人もいなく、他の会社など別経営の事業所から派遣されている人のみで事業活動が行われている事業所（「派遣・下請従業者のみの事業所」）も当該事業所としています。

(2) 経営組織

・国及び地方公共団体等

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区など）及び独立行政法人の事業所をいいます。

・民営

国及び地方公共団体等の事業所を除く事業所をいいます。

- ・ **個人経営**

個人が事業を営んでいる場合をいいます。法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営としました。

- ・ **法人**

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいいます。

- ・ **会社**

株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社及び外国の会社をいいます。ここでいう外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により日本にその事務所などを登記したものをいいます。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社とはしません。

- ・ **会社以外の法人**

法人格を持っているもののうち、会社以外の法人をいう。例えば、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、事業協同組合、農（漁）業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、日本放送協会（NHK）、各種の公団・公庫・事業団などが含まれます。

- ・ **法人でない団体**

団体であるが法人格を持たないものをいいます。例えば、後援会、同窓会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれます。

### **（3）事業所の産業分類**

事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の販売額又は収入額の多いもの）により分類しました。原則として、日本標準産業分類（平成5年10月総務庁告示第60号）により分りますが、一部の小分類項目については分割したのもも小分類に含めて表章しています。

### **（4）従業者**

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいいます。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれます。また、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む）を支給されていない人は従業者に含めません。なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としました。

- ・ **個人業主**

個人経営の事業所で、実際にその事業所を営んでいるものをいいます。

- ・ **無給の家族従業者**

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいいます。家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含めます。

- ・ **有給役員**

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない）で、給与を受けている人をいいます。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含めます。

- ・ **常用雇用者（常雇）**

その事業所に常時雇用されている人をいいます。常時雇用されている人とは、「期間を定めずに雇用されている人」又は「1か月を超える期間を定めて雇用されている人」又は「平成13年8月と9月にそれぞれ18日以上雇用されている人」をいいます。

- ・ **正社員・正職員**

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいいます。

- ・ **正社員・正職員以外**

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいいます。

- ・ **臨時雇用者**

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人、又は日々雇用されている人をいいます。

- ・ **別経営の事業所への派遣又は下請従業者**

従業者のうち、いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人、又は下請として請負先の事業所で働いている人をいいます。

- ・ **別経営の事業所からの派遣又は下請従業者**

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人のほか、下請として他の会社など別経営の事業所から来て働いている人をいいます。

## (5) 本所・支所の別

- ・ **単独事業所**

他の場所に同一経営の本所・本社・本店や支所・支社・支店を持たない事業所をいいます。

- ・ **本所・本社・本店**

他の場所に同一経営の支所・支社・支店などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。

- ・ **支所・支社・支店**

他の場所にある本所・本社・本店あるいは、同一経営の他の支所などの統括を受けている事業所をいいます。営業所、出張所、工場、従業者のいる倉庫、寮なども含みます。

## (6) 開設時期

事業所が現在の場所で事業を始めた年をいいます。

## (7) 会社企業

この報告書でいう会社企業とは、経営組織が、株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社のいずれかで、かつ、本所・支所の別が、単独事業所又は本所・本社・本店である事業所をいい、支所・支社・支店である事業所は含みません。なお、外国の会社は除きます。

## (8) 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所・支社・支店を含めた企業全体の主な事業の種類（企業全体の過去1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により分類しています。

## (9) 資本金額

株式会社及び有限会社については資本金の額、合名会社及び合資会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいいます。

## (10) 電子商取引

電子商取引とは、インターネットやインターネット以外のコンピューターネットワークを利用した商取引をいいます。ただし、決済及び同一企業内の事業所間での商取引は、ここでいう電子商取引には含まれません。

### ・受注

物品、サービスの販売、配送（送信）、製造（製作）などの注文を受けることをいいます。

### ・発注

物品、サービスの購入、配送（送信）、製造（製作）などの注文を発することをいいます。

### ・配送等又はその手配

音楽、映像、メール新聞などのサービスの送信、物品の配送の手配をすることをいいます。

### ・アフターサービス等その他

販売した物品、サービスのアフターサービスなど、上記の「受注」、「発注」、「配送等又はその手配」に含まれないその他の電子商取引のことをいいます。

## 8 統計表の記号及び注記

1. 統計表の記号は次のとおりです。

「－」 … 集計項目において該当する数値がないことを示します。

「0.0」 … 単位未満の数値を示します。

「△」 … 減少を示します。

2. 構成比等は単位未満を四捨五入したため、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。

3. 統計表中で\*が付された産業分類項目名は、短縮したものです。